

際費課税もまた廃止されるべきであった。

そうすると問題は、過剰な接待、供応等の費用もそのまま法人の損金に算入してよいかどうかである。昭和29年の本制度の強化について、ある種の議員の発言にみられるように、問題は、このような濫費を見逃してよいかどうかである。

これは、課税所得論の問題であって、単なる政策の問題ではない。諸外国の例にもあるように、要するに、冗費と認められる交際費を課税所得の算定上、いかに取り扱うべきかの問題である。交際費課税の変遷にあるように、遅くとも、昭和30年後半においては、従前の交際費課税の方式は廃止し、新たに過激な交際費と認められるものに対する課税方式を確立すべきであったのである。

そこで、私見においては、この問題は、第一として交際費といわれる費用のすべてではなくて、一般に費用としては認められないものを対象とすべきである。別の表現をとれば、不相当に高額なものである。この意味においては、豪華な、法外な接待、供応（あるいは高価な乗用車等）である。本来であれば、個別に判定すべきであるが、一定の金額を定めて、これを超えるものに限定することが考えられよう。

第二は、課税方式であるが、これは、その対象となった接待、供応は費用性がないとするのであるから、その全額を損金不算入とす

べきである。課税の対象となる交際費には、接待、供応（慰安については、フリンジ・ベネフィットと認定賞与等の問題として別途検討すべきである。）のほかはビジネス・ギフトを加え、贈答は削除すべきである。

現在、交際費課税において批判されているのは、法人が相手方に物品等を与えさむすれば、すべて交際費等に含まれるということである。贈答と定めているのに、これを拡大解釈して単純なビジネス・ギフトをすべて対象としていることである。むしろ、贈答は一般には金額も少なく、かつ、必要な経費と認められるのであるから、これを除外し、ビジネス・ギフトを対象とすべきである。私見は、交際費等のうち、通常費用として認められないものを損金不算入としようというのであるから、むしろ当然のことである。

法人の規模の大小にかかわらず、過激な交際費を否認の対象とすることは適当と考える。要するに、交際費課税をその本質に着目して全面的に制度改正を行い、諸外国の税制を参考としながら恒久的措置として構築し、基本法としての法人税法に規定すべきであると考える。

(注) 本稿の執筆に当たって、特に交際費課税の創設に関し、市丸吉左エ門先生（当時主税局）の貴重なご教示を受けることができました。ここに、深い感謝の意を捧げます。

税務論文

興銀事件最高裁判決から読み解く 貸倒損失の認定における社会通念基準

● 明治学院大学教授
渡辺 充

はじめに

住宅金融専門会社（いわゆる「住専」）に対する不良債権の貸倒処理をめぐる、旧日本興業銀行（みずほコーポレート銀行が訴訟を継承）が税務当局の追徴課税処分を取消しを求めていた「興銀事件」の上告審判決が、平成16年12月24日、最高裁第二小法廷（滝井繁男裁判長）で言い渡された。判決の内容は、第二審の東京高裁判決を破棄するもので、旧興銀の逆転勝訴となるものであった。これにより旧興銀には、法人税、地方税及び還付加算金を合わせて約3,200億円が返還されることとなった。

興銀事件は、我が国金融史上でも希有な住専破綻処理の一環として行われた不良債権をめぐる巨額な貸倒損失計上事件で、しかも第一審が有名な「藤山判決」で、藤山雅行裁判長は貸倒れの認定に当たり「通達基準」を採用せず、「社会通念基準」を持ち出し納税者を勝訴させた。しかし、第二審の東京高裁は

一転して税務当局側勝訴としたため、最高裁の判断が注目されていた。結果は旧興銀の再逆転となる劇的なものであり、租税事件に関して藤山判決が最高裁で支持された最初の事件となった(注1)。

そこで、本稿は、興銀事件を概観し、その争点となった「社会通念基準」の普遍性について考察するものである。

I ● 興銀事件の概要

■ 1 ■ 事実関係

本件はいわゆる住専処理に関する事件で、事件の内容自体はきわめて特殊なものである。日本興業銀行（以下「興銀」という。）は、住宅金融専門会社であった日本ハウジングローン（以下「JHL」という。）の母体行であったが、JHLに対して3,760億5,500万円の貸付債権を有していたところ、平成8年3月29日付けで当該債権を放棄した上、当該債権相当額を貸倒損失として損金の額に算入し、平

図表-1 判決の要旨

| 争点：本件債権の回収可能性 | |
|------------------------------|---|
| 第一審「藤山判決」 判決要旨 (納税者勝訴) | 藤山判決は次のような判断要件を示し、本件については、平成8年3月末までに社会通念上その債権について回収不能の状態にあったものというべきであると判断した。「法的措置を講ずれば、ある程度の回収を図れる可能性がないとはいえない場合においても、債務者の負債及び資産状況、事業の性質、債権者と債務者との関係、債権者が置かれている経済的状況、強制執行が可能な債務名義が既に取得されているか否か、これを取得していない場合には、債務者が債権の存在を認めているか否かなど債務名義取得の可能性の程度やその取得に要する費用と時間、強制執行が奏功する可能性とその程度、法的措置をとることに対する債務者等の利害関係人からの対抗手段等の発生が予想されるリスクとの対比等諸般の事情を総合的に考慮し、法的措置を講ずることが、有害又は無益であって経済的にみて非合理的で行うに値しない行為であると評価できる場合には、もはや当該債権は経済的に無価値となり、社会通念上当該債権の回収が不能であると評価すべきである。」 |
| 第二審判決要旨 (逆転税務当局勝訴) | 東京高裁は、藤山判決が示した「社会通念上当該債権の回収が不能」であったことを、次のとおり否定した。「確かに、JHLの母体行、一般行及び農協系統金融機関は、本件閣議決定及び閣議了解に基づくJHLの破綻処理計画に同意したことが認められるものの、その同意は、あくまでも、住専処理法及び住専処理を前提とする予算が成立し、公的資金導入の決定がされることが大前提であったものであって、JHLの関係金融機関は、その後、翌事業年度に入ってから、同予算及び住専処理法が成立し、JHLがその営業を譲渡したのを受けて、預金保険機構が示した住専処理に係る基本協定に改めて同意していることに照らしても、未だ平成8年3月末時点においては、本件債権が関係金融機関の合意により又は社会通念上弁済順序において法的に最劣後のものであるとなっていたということではない。」 そこで、「貸倒れによる損金は、その損金算入時期を人為的に操作して、課税負担を免れるといった利益操作の具に用いられる余地を防ぐためにも、全額回収不能の事実が債務者の資産状況や支払能力等から客観的に認知し得た時点の事業年度において損金の額に算入すべきであり、それが一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合する所以である。これを本件についてみると、前記2で認定した事実によれば、JHLの正常資産及び不良資産のうち回収が見込まれるものの合計額は、その当時、少なくとも1兆円は残されていたことが推認され、この金額は、JHLの借入金総額の約40パーセントにも上るのであるから、このようなJHLの客観的な財務状況に鑑みると、平成8年3月末時点において、本件債権が全額回収不能であったといえないことは明らかである。」とし、興銀の貸倒れ処理を否認した税務当局の本件処分を認めた。 |
| 第三審判決要旨 (再逆転納税者勝訴) | 最高裁は、「社会通念基準」に対する考え方を次のとおり示し、興銀が本件債権について非母体金融機関に対して債権額に応じた損失の平等負担を主張することは、平成8年3月末までの間に社会通念上不可能となっており、JHLの資産等の状況からすると、本件債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかとなっていたと判断した。なお、このことは本件債権の放棄が解除条件付きでなされたことによって左右されるものではないとしている。 「法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」 |

成7年事業年度(決算日平成8年3月31日)の青色確定申告をした。

ところが、税務当局は、当該債権はその全額が回収不能とは認められないこと、当該債権放棄は解除条件付債権放棄となっているため、係争事業年度に当該債権放棄が確定しているとは認められないから、当該債権放棄に係る放棄額は損金の額に算入することはできないとして、更正処分等(納付すべき法人税額1,285億1,210万6,600円、過少申告加算税額191億9,263万3,500円、その後、再更正処分(略)あり。)を行った。

■2 判決の要旨

本件における東京地裁、東京高裁、最高裁それぞれの判決要旨は、前頁図表-1のとおりである。

なお、本件の主たる争点は、①本件債権の回収可能性と②解除条件付債権放棄による貸倒損失の損金算入の適否であるが、本稿の目的が「社会通念基準」の解明にあることから、紙幅の都合もあり、②の争点については省略した。

II ● 貸倒れに関する根拠条文の欠陥と「通達基準」

金銭債権の貸倒れが実際に発生した場合には、法人税法(以下「法」という。)22条3項3号の規定により、その貸倒損失は当該事業年度の損失の額として損金の額に算入される。しかし、貸倒れの判断基準については、法令に具体的な規定はなく、法人税基本通達(以下「法基通」という。)に一般的な取扱いが示されているだけである。つまり、貸倒れの認定自体は、法令解釈の問題ではなく、事実認定に関わる問題であり、租税法律主義

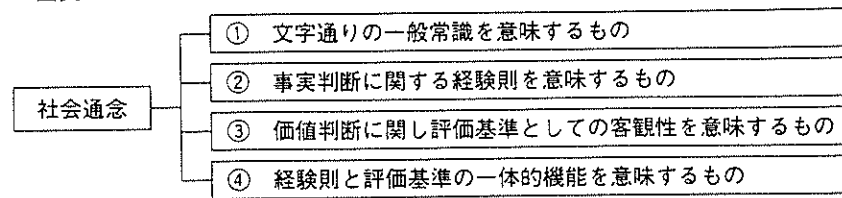
の観点から、その判断基準が通達に委ねられ、法令上明確にされていないことはむしろ法の欠缺であり、貸倒損失をめぐる問題点のスタートとして、まずこの点を認識しておかなければならない。

貸倒損失の問題は債権放棄という手続をとれば、法37条の寄附金規定の法律解釈の問題が絡んでくるが、債権の回収不能という事実の有無を争うのであれば、それはあくまで事実認定の問題であり、そこには企業会計が行った会計処理の公正妥当性が要求される。法22条4項は公正処理基準を定め、法人税法に別段の定めが存しない場合は、企業の会計処理を尊重するものとしている。貸倒損失については、まさに別段の定めがない問題であるから、当然貸倒れの判断については、企業会計の処理がまず尊重されなければならないことになる。

しかし、税法は課税公平の理念に基づき、適正な課税を行うことを目的とするところから、貸倒れについては、公正妥当と認められる判断基準の一つとして税務当局は「通達基準」を定め、その適正な運用を図ってきた。つまり、貸倒れに対する通達基準は、一般に公正妥当と認められる判断基準の一つであり、その法源性の議論はともかく、判断基準として合理性がある限り、租税法律主義に違反せず、適正な課税を行う一つのガイドラインとして認識されるのである。

本件興銀事件の係争年度は平成7年であるが、当時の通達は、(1)法基通9-6-1(貸金等の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)、(2)法基通9-6-2(回収不能の貸金等の貸倒れ)、(3)法基通9-6-3(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)で、現在の通達では貸金を金銭債権としているが、その基本的内容に変更はなく、貸倒損

図表-2



失については恣意的な利益操作が行われることを防止する観点から、これらの通達は税務当局によって厳格に取り扱われ、またこのような厳格な判断姿勢は過去の判決例においても支持されてきたところである(注2)。

III ● 社会通念基準

■ 1 社会通念とは

「社会通念」とは、社会生活を営む上で、その社会において存在する共通の意識のことであり、その社会における健全な常識あるいは判断をいう。この社会通念という用語は法律全体に通用する法の一般原則で、法に欠缺がある場合は社会通念や条理によって判断せざるを得ないのであり、興銀事件においても、法人税法に欠缺があるので、第一審の藤山裁判長は社会通念によってこれを判断するものとした。したがって、「社会通念基準」は藤山裁判長が創造したまったく新しい基準ではないのである。

ただし、社会通念とは裁判官が自分の根拠のない判断を判決で正当化するための特製の裁判用語である(注3)、と批判的にこの用語をとらえる見方もあり、裁判官がなぜ判決の中でこの用語を積極的に使用したかの吟味とともに、その客観的根拠を明らかにしなければならない。周知のとおり藤山裁判長は租税法主義を尊び、税務当局による通達の盲目的

崇拜やその拘子定規な解釈を否定する判決を数多く出しているが(注4)、興銀事件において藤山裁判長が、また最高裁が本件債権の貸倒れがあったとする心証を採った要因を分析することで、「通達基準」に対する「社会通念基準」の普遍性も導き出されてくる。

■ 2 判例における社会通念の意味は

石井論文(注5)は、広く判例における社会通念の意味を分析し、およそ4通りの使われ方があると指摘する(図表-2参照)。そこで、本稿も先人の手法を借り、本件における社会通念の意味を検討する。

図表-2①の一般常識を意味する社会通念は、通俗的な意味における常識の範囲内という程度の意味で、判例においても①の意味で使用される場合はあまり重きが置かれていない。興銀事件については、日常性を超えた非日常的な事件に対し、一般常識を意味する社会通念を判断基準とすることは果たして適当であろうかという批判の声もあるが、この場合の批判はあくまで①の意味にしか社会通念を捉えていないもので、その限りにおいて妥当性を欠く。

次に②の社会通念であるが、租税法においては租税法主義に基づき課税要件の充足をもって課税関係が生じることは論をまたないが、金銭債権の貸倒れは法的要件(課税要件)の抽出に基づきその法律効果を論ずる問題ではなく、債権の回収不能といった事実認定の

問題である。したがって、貸倒れに関する事実認定は経験則がはじめに問題とされることになり、②の意味する社会通念が問われることになる。経験則とは、経験的知識から個人差を排除し一般的な基準としたものであるから、貸倒れにおける経験則とは実はまさに「通達基準」がそれであり、通達イコール社会通念と考えることは一概に否定できないところである。例えば、法基通9-6-1に代表されるいわゆる法的貸倒れが発生した場合は、客観的な経験則から裏付けされた貸倒損失と認定することが、社会通念に適った処理といえるのである。

次に③の意味する社会通念である。価値判断に関し評価基準の客観性を求める社会通念とは、他の法律に関していえば、権利の濫用を防ぐ意味で社会通念が存在することを意味する。したがって、貸倒れにおいては、法基通9-6-2の「債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかとなった場合」という要件の“全額”という要因が、納税者の権利の濫用を防ぐ意味から客観性をあらわす一つの指標となっている。しかし、裁判におけるこの価値判断の主体者はあくまで裁判官であり、裁判官の価値判断は日常的なものから形成され、したがって、企業会計において日常的に部分的な貸倒れが発生している昨今の経済状況のなかで、“全額”が回収できないことにはいかなる価値基準があるかどうかは裁判官ならずとも疑問であり、むしろ一般企業が納得する価値判断を社会通念とすべきことになる。したがって、例えばアメリカで行われているような納税者のした債権放棄の範囲内で部分的貸倒れを認めるといったような判断も今後は社会通念の視野に入れて議論されることになる。また、貸倒れの判断につき、通達基準は債務者側の

事情だけに客観性を認めることが権利濫用防止のための社会通念としているが、この点については後述する。

最後に④の経験則と評価基準の一体的機能を意味する社会通念である。本来、価値判断はそれを行う者の主観であり、そこに客観性を認めることはかなり難しい問題を含む。そこで、ある問題に対しまず経験則としての社会通念により一つの判断が行われ、次いでその判断の与える程度が、評価基準として法的にも社会通念であると評価されることが要求される社会通念が、この④の社会通念の意味するところである。この点についても後述する。

■ 3 興銀事件における社会通念の意味

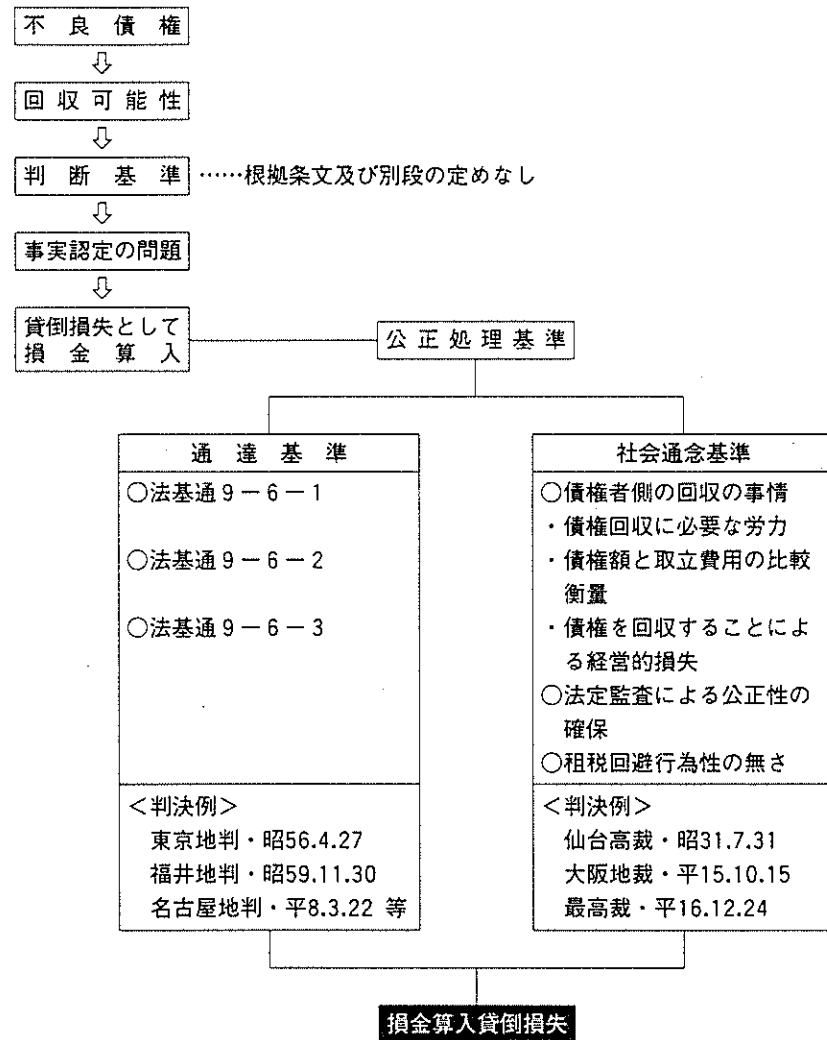
筆者は、興銀事件における社会通念を上記④の意味で考える。すなわち、事実認定において経験則に合致するものとして与えられた社会通念が、評価基準としても客観性があり、法人税法上、法的に堪えられるだけの社会通念として存在するかどうかという視座からこれをながめるのである。

最高裁は、「全額回収不能」の事実認定における社会通念として、次の要因を判示した。

- (1) 債務者の資産状況、支払能力等(債務者側の事情)
- (2) 債権回収に必要な労力(債権者側の事情)
- (3) 債権額と取立費用との比較衡量(債権者側の事情)
- (4) 債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等(債権者側の事情)
- (5) 経済的環境

これによって明らかとなっており、経験則として従来の「通達基準」で掲げられたものの他

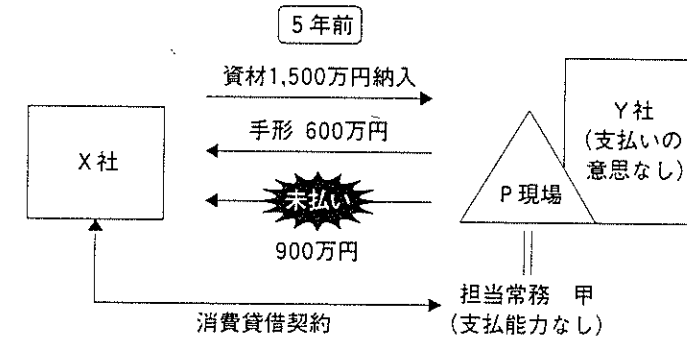
図表-3 貸倒損失の認定



に、新たに(2)から(4)の債権者側の事情(ただし、(3)については法基通9-6-3の(2)に従来より存した要因である。)と、(5)の経済的環境が追加された。この(2)から(5)のような要因は、興銀事件で初めて示された要因ではなく、例えば古い判決例であるが、仙台高裁昭和31年7月31日判決(最高裁昭和34年5月12日判決で支持)は、(a)債権者の採用した取立

ての手段、方法、(b)取立てに対する債務者の態度、(c)債権者の当該債権に対する評価等も貸倒れの判断要因として判示しており、債権者側の事情はすでに経験則として存在し、時代の要請とともに社会通念となるに至ったことは疑いのないことと考えられる。債務者の資力のみで拘泥し、膠着してしまった社会通念に第一審の藤山判決が社会通念の意義を展

図表-4



開させ、今回最高裁があらためて上記のような判断要因を示したことは、大変意義深いことになる。ただし、(5)の経済的環境はあくまで事実関係を総合判断する場合における一般常識的な社会通念の域を出ない。

次に、これらの判断要因が法的な評価基準として堪えられるだけの社会通念となっているかどうかという点である。この場合、法的というのは法的要件(課税要件)を意味しないことは明らかであるから、貸倒れの認定の相当性やその手法が、法人税法が損失の額の計上を認める法解釈の範囲内で社会通念基準がその溝を埋めるものとなっているかどうかという意味である。この点につき、本件における「上告受理申立理由書」は、監査法人による法定監査の存在が大きな意味をもつものと指摘する。いわゆる商法監査特例法による商法監査及び証券取引法193条の2に基づく証券取引法監査は、それ自体が法定監査として法的要請から行われるものであるから、公認会計士のアカウンタビリティがここで尊重され、当該判断には企業会計の公正妥当性が付与されており、同時にその貸倒れの認定に至った当該企業の手法も主観的判断からではなく客観性のある法的基準性をもった社会通念により行われたものであると評価されるこ

とになる。したがって、少なくとも法定監査という関門を通過している以上は、これらの判断要因が法的な評価基準として堪えられるだけの社会通念性を帯びているものと考えられる。

以上のとおり、最高裁が示した社会通念は、貸倒れの判断基準として独立した一つの基準であり、今後は通達基準と同格に取り扱われるべきであると考え(前頁図表-3参照)。

IV ● 具体的適用例

「社会通念基準」の具体的適用例として、筆者がある事案につき意見書を書いた件が参考となる。

■ 1 ■ 事案の概要

X社は建設ゼネコンに対する備品、資材を納入する業者であるが、5年前にY社のP現場へ1,500万円の資材を納入した。その代金については600万円を直ちに手形で受領したが、残額の900万円については未収の状態であった。Y社はその900万円を5年間未払いとし、X社はその都度Y社に催促したものの、Y社は現場責任主義をとっており、P現場からはX社への未払いの報告はなく、すでに工

事は完了し、P現場からは赤字が出たので、X社に残額を支払うことはあり得ないという不払いの理由を回答してきた。

さらにY社は支払う意思のない証拠として、P現場の担当常務甲に対し本件900万円の債務を肩代わりさせるべく、X社と甲の間で消費貸借契約書を締結させている。甲も契約書を締結しておきながら、その支払いについて完遂する意思はなく、また現在病氣入院中で支払能力を欠いている(前頁図表-4参照)。

そこで、X社は当期に至り、引き続きY社との取引関係があることを前提に、やむを得ず900万円の値引き処理(この値引き処理自体は誤りであるが)を行った。

これに対し税務当局は、当該900万円は交際費等に該当するものとして、修正申告の懲罰をしてきたという事案である。

■ 2 ■ 検 討

筆者はこの件に関し主位的主張として「社会通念基準」による貸倒損失の妥当性を主張し、予備的主張として単純損失の計上を主張した。

本件900万円の交際費該当性については、交際費等は接待、供応、慰安、贈答等といった具体的行為が行われ、しかもこれらの行為に基づいて実際の支出があることを要件とするので、本件で行われた900万円の切捨てはX社にとって経済的利益の損失の発生であり、その経済的利益をY社に贈与したものではない。税務当局は本件においてこの交際費等の課税要件である具体的行為形態をどのように解釈したかは定かでないが、この経済的利益の贈与と租税特別措置法61条の4第3項の「贈答」を混同したのであれば、明らかな解釈違いであり、税法の不知との批判を免れない。例えば、いわゆる「萬有製薬事件」(東

京高裁(平成14年(行コ)242号)平成15年9月9日判決)は、まさに経済的利益の贈与と交際費等の贈答行為が争われた事件であり、納税者が勝訴している。

次に、貸倒損失該当性である。事実関係から明らかなどおり、支払いを督促してすでに5年間が経過しており、実際に本件900万円は回収不能となっている状況で、Y社は今後一切本件900万円について支払わない意思まで表示した。本件は従来の「通達基準」に合致するものではないが、本件900万円は債権者側の事情である、(イ)債権者の採用した取立ての手段、方法、(ロ)債権回収に必要な労力、(ハ)債権回収を強行することによる経営的損失、(ニ)取立てに対する債務者の態度、(ホ)債権者の当該債権に対する評価といった「社会通念基準」によって永久に回収不能となることが明らかで、なおかつ、(ヘ)個人甲に対する消費貸借契約書をもとに甲に法的手段をとってその債権を回収することにも経費と労力を使うので、「社会通念上回収不能の状態にあったものというべきである。」とする意見書を提出した。本事案はまさに「社会通念基準」の射程距離内の事案であると考えられる。

なお、本件では予備的主張として、単純損失該当性も主張した。これは、この時点では今回の最高裁判決が未だ出されておらず、逆転敗訴となった藤山判決の要旨に従わざるを得なかったが、通達基準に対抗する一手段として、大阪地裁(平成13年(行ウ)36号)平成15年10月15日判決を利用したものである。この事件は債権放棄につき貸倒損失該当性、寄附金該当性が争われたものであるが、判決では貸倒損失にも寄附金にも該当せず、「単純損失」として認識し、法22条3項の損金にあたる旨判示したものである。筆者は本事案においてもその手法を援用し、交際費等では

ないこと、寄附金ではないこと、(仮に)貸倒損失ではないとすると、本件900万円の回収不能は、まさに盗難損失と性格が類似した踏み倒しであり、債権を回収することができない被害者が単純損失としてこれを計上し、損金算入が認められるものと予備的に主張したのである。

本事案については、幸い納税者の主張が認められた旨、顧問税理士から連絡を受けたが、税務当局が「社会通念基準」を了解したかどうかまでは明らかでない。

■ むすび～社会通念基準の普遍性～

今回の最高裁判決は、社会通念という具象的基準を掲げ(少なくとも筆者は抽象的と考えない)、問題の解決を図ったものであり、その実体を究明することは我々の責務である。石井論文は「社会通念を抹消する者は木を見て森をみないものであるという非難をうけるにちがいない。」(注6)と指摘するが、社会通念基準の射程距離は現段階では大づかみで、実務においてはどの程度の規範性を持つものかも危惧されていた。しかし、筆者は本稿で考察したとおり、今回の社会通念基準に規範性があり、普遍性を認めるもので、今後の実務において納税者はこれを充分活用すべきであると考えられる。

なお、現段階では残念ながら部分貸倒れを認めるまでこの社会通念基準は言及していない点に注意を要する。この部分貸倒れの問題については、さらなる議論を尽くし、これを進歩・発展した社会通念基準の中に取り組みか、あるいは立法論で対処するかを検討する

必要がある(注7)。

(注1) 第1審：東京地裁(平成9年(行ウ)260号)平成13年3月2日判決(TAINSコードZ888-0464)、第2審：東京高裁(平成13年(行コ)94号)平成14年3月14日判決(TAINSコードZ888-0595)、第3審：最高裁第二小法廷(平成14年(行ヒ)147号)平成16年12月24日判決(TAINSコードZ888-0921)。

(注2) (a)東邦開発事件(第1審：東京地裁(昭和54年(行ウ)141号)昭和56年4月27日判決、第2審：東京高裁(昭和56年(行コ)34号)昭和58年4月20日判決)、(b)福岡県金融相談所事件(第1審：福岡地裁(昭和54年(行ウ)3号)昭和59年11月30日判決、第2審：名古屋高裁金融支部(昭和60年(行コ)1号)昭和62年3月30日判決)、(c)大和グレート事件(名古屋地裁(平成6年(行ウ)31号)平成8年3月22日判決)

(注3) 長谷川正安「憲法判例と社会通念」(法律時報52巻5号19頁)

(注4) 筆者は、速報税理で、「検証! 藤山判決」を連載中であり、詳しくは毎月1日号を参照いただきたい。

(注5) 石井良三「判例における社会通念(一)(二)」(判例時報235号附録、238号附録)

(注6) 石井・前掲(注5)判例時報235号附録6頁

(注7) 部分的貸倒損失の計上については、金子宏「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」(ジュリスト(No.1219)2002.3.15)が傾聴に値する。

【わたなべ・みつる】

<補遺>

脱稿後、国税庁は下記のとおり、「平成16年12月24日最高裁判決を踏まえた金銭債権の貸倒損失の損金算入に係る事前照会」を受けるとを公表した。これは筆者の主張どおり、「社会通念基準」の普遍的な基準への昇華を実務上も認めることで、大きな変化といえる。

申告・租税に関するお知らせ



平成16年12月24日最高裁判決を踏まえた金銭債権の貸倒損失の損金算入に係る事前照会について

平成16年12月24日最高裁判所判決を踏まえた金銭債権の貸倒損失の損金算入に係る納税者の皆様からの事前照会については、国税局の審理課(東京、大阪の各国税局)若しくは審理官(札幌、仙台、関東信越、金沢、名古屋、広島、高松、福岡、熊本の各国税局)又は沖縄国税事務所の法人課税課若しくは調査課においてご照会に応じています。

平成16年12月24日最高裁判所判決では、金銭債権の貸倒損失を当該事業年度の損金の額に算入するた
めには、「当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であ
ることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の
事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによっ
て生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏ま
え、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。」と判示されています。

上記以外のご照会や一般的なご質問については、税務署の法人課税部門又は税務相談室をご利用ください。

なお、次の事前照会については、それぞれ次の部署においてご照会にに応じています。詳しくは「再建支援等」、「特定調停」及び「企業組織再編成」に係る事前相談窓口について」又は「連結納税制度に係る事前照会について」をご覧ください。

- ① 「再建支援等」、「特定調停(債権放棄等に係るもの)」及び「企業組織再編成」に係る具体的事前照会 国税局の審理課・審理官等
- ② 連結納税制度に係る事前照会 税務署の法人課税部門及び国税局の調査審理課・調査管理課等